

令和2年度第2回出雲市子ども・子育て会議

日時：令和3年3月16日（火）

14：00～

会場：出雲市役所6階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和3年度の認可保育所等の定員について

資料 1

4 報 告

(1) 放課後児童クラブの現状と令和3年度の取組について

資料 2

(2) 市立幼稚園の閉園協議の状況について

資料 3

(3) 幼稚園広域受託について

資料 4

(4) 子育て短期支援事業の制度拡充について

資料 5

(5) 出雲市子ども医療費助成制度について

資料 6

5 閉 会

令和 3 年度の認可保育所等の定員について

令和 3 年度の認可保育所等の総定員は、5, 937 人となります。

令和 2 年度の定員総数 5, 907 人から30 人の増加となり、その内訳は下記のとおりです。

記

令和 3 年度の定員改定施設一覧

| | 施設名 | R2 年度 定員(人) | 増減数 (人) | R3 年度 定員(人) | 備考 |
|---|---------------|----------------|------------|----------------|-----------------------------------|
| 1 | 出雲乳児保育所 | 90 | 10 | 100 | 増改築に伴う定員増 |
| 2 | 一の谷保育園 | 100 | 20 | 120 | 増改築に伴う定員増 10 人 定員改定に伴う定員増 10 人 |
| | 定員改定の施設の 計 | 190 | 30 | 220 | |
| | 全体 計 | 5,907 | 30 | 5,937 | |

<参考>第 2 期計画における定員確保の進め方

- (1) 既存施設における施設整備を伴わない定員増
- (2) 既存施設における増改築による定員増
- (3) (1)、(2)で不足する場合は、施設の新設による定員増

放課後児童クラブの現状と令和3年度の取組について

放課後児童クラブへの入会希望者が年々増加する中、クラブの受入枠拡充と、事業を安定的に実施するために運営体制強化を進める必要があります。

こうした課題に対応するための施設整備等の状況、クラブ職員の処遇統一等に向けた検討状況について、下記のとおり報告します。

記

I. 未決定者解消に向けた受入枠の拡充

1. 受入枠拡充対策（施設整備等）の実績及び予定

| 年度 | 施設数(か所) | | | 基本受入児童数(定員)(人) | | | | 定員増の主な要因 ([市]市設置クラブ・[法]法人設置クラブ) |
|-----|---------|----|----|----------------|-----|-------|-----|--|
| | 市 | 法人 | 計 | 市 | 法人 | 計 | 前年比 | |
| H30 | 44 | 1 | 45 | 2,452 | 30 | 2,482 | - | |
| R1 | 44 | 2 | 46 | 2,468 | 70 | 2,538 | 56 | [市] 塩冶第3学童クラブ移転(拡張) +16人 [法] デハ1にこここ児童クラブ新設 +40人 |
| R2 | 44 | 4 | 48 | 2,518 | 200 | 2,718 | 180 | [市] 中部小児童クラブ移転(拡張) +29人 [法] あすなる児童クラブ新設 +80人 [法] のびのび児童クラブ新設 +40人 ほか |
| R3 | 43 | 7 | 50 | 2,532 | 300 | 2,832 | 114 | [市] 檜山・東児童クラブ統合(拡張) +14人 [法] 神門福祉会児童クラブ新設 +40人 [法] アバンセ児童クラブ新設 +30人 [法] 荒茅福祉会児童クラブ新設(改修) +30人程度 |

[参考：入会児童数の推移]

| 年度 | 入会児童数(人) | | | | 未決定者数(人) | |
|-----|----------|-----|-------|-----|----------|------|
| | 市 | 法人 | 計 | 前年比 | | 前年比 |
| H30 | 2,067 | 17 | 2,084 | - | 65 | - |
| R1 | 2,153 | 69 | 2,222 | 138 | 93 | 28 |
| R2 | 2,164 | 167 | 2,331 | 109 | 42 | ▲ 51 |

※令和3年度入会は、現在、各クラブで調整中。追って4月1日現在の状況を報告予定

2. 令和3年度の施設整備

【市設置クラブ】湖陵児童クラブ増改築 定員10名程度増(R4～拡充)

※今後も小学校区ごとの申込状況や児童数推計を踏まえ、順次計画的な整備を行う。

Ⅱ. 児童クラブの処遇統一等に向けた検討状況（中間報告）

令和2年10月以降、放課後児童クラブ運営委員長及び実務者によるワーキング会議を開催し、公設児童クラブの処遇統一等に向けた賃金モデルの検討を行った。

1. 主な課題(検討のきっかけ)

- (1)市からの委託事業でありながら、各児童クラブ間で、賃金・手当、休暇制度等が異なる実態の解消
- (2)就労条件を統一する中で、必要に応じて処遇改善を図り、人材確保につなげる。

2. 賃金モデル(案)の要点

- ◎運営委員会の役割を明確化し、役員報酬の基本額を規定
 - ※運営形態(保護者組織等)により、支給しないことも可とする。
- ◎役職(主任放課後児童支援員、放課後児童支援員、補助員)ごとに賃金単価、資格手当額を統一。支給方法はクラブ裁量の余地を残す。
- ◎昇給や期末手当支給についても、対象者、支給基準の考え方を統一
- ◎年次有給休暇をはじめとする休暇制度の統一した付与

3. 市財政計画への反映

本案を踏まえ、令和3年度改定予定の中期財政計画の中で委託料の検討をする。

4. 今後の進め方

- | | |
|-------|---|
| 令和3年度 | ・各運営委員会に意見徴取 ・社会保険労務士等に内容確認 ・市中期財政計画への計上 ・各クラブで運営規則、就業規則等の改正準備 |
| 令和4年度 | 新就業規則等の施行（目標） |

5. 参 考[賃金モデル検討ワーキング]

(1)構成:高橋義孝議長ほか運営委員長、実務者 計9名 事務局 子ども政策課

(2)検討経過

- 令和2年10月 出雲市児童クラブ運営委員長会理事会でワーキング設置を決定
- 令和2年11月 出雲市児童クラブ運営委員長会（全体会）で検討方針を説明
第1回ワーキング会議（趣旨説明、現状と課題整理、モデル素案）
- 令和2年12月 第2回ワーキング会議（モデル素案に対する意見集約）
- 令和3年1月 第3回ワーキング会議（意見集約を踏まえたモデル案の確認）
- 令和3年2月 出雲市児童クラブ連絡協議会で検討状況の中間報告

市立幼稚園の閉園協議の状況について

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っており、その教育効果を担保するには、一定規模以上の集団で行う教育活動が欠かせません。しかしながら、そうした教育環境を確保し、維持することは、全国的に少子化の進行や保育所へのニーズが高まる中で、年々厳しさを増しています。

本市においては、「学級数 1 以下（園児数が 10 人未満）の状態が 2 年続く」場合には、近隣の幼稚園において集団教育の環境を提供することを前提に、地元の詳細をしながら幼稚園の閉園を検討することとしています。（平成 24 年策定「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」）

このたび、閉園協議を行った乙立幼稚園、稗原幼稚園の今後のあり方について、地元との協議が整いましたので、これまでの経過と今後についてご報告します。

1. 乙立幼稚園について

(1) これまでの経過

① 閉園協議開始（平成 29 年度）

平成 28、29 年度の 2 年連続して園児数が 10 人未満であり、平成 29 年 9 月、乙立自治協会に対し現状及び今後の見込について説明し、閉園協議を開始。

② 覚書締結（平成 30 年 9 月 7 日）

ア) 平成 31、32 年度の 2 年間休園とする。

イ) 今後のあり方については、平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度において継続して協議を行い、その時点の状況を見極めながら、閉園の取扱いについて検討していくこととする。

ウ) 再開条件は、「10 名以上の園児が継続して見込めること」とし、見込めない状況であれば、平成 32 年度末をもって閉園とする。

(2) 覚書に基づく協議結果（令和 2 年度末閉園について）

<乙立自治協会からの要望>

○閉園時期を令和 3 年度末に 1 年延期していただきたい。

・ 検討中の旧乙立小学校校舎の利活用策と合わせて地元を示したい。

・ 上記の検討の時間的な余裕がない状況のため、準備期間をいただきたい。

(3) 今後について（新たな覚書の締結内容）

① 令和 3 年度の 1 年間休園期間を延長し、令和 3 年度末をもって閉園とする。

（令和 3 年 1 月 15 日覚書締結）

2. 稗原幼稚園について

(1)閉園協議に至る経過

- ①平成 30 年度から 3 か年度園児数が 10 人未満であり、令和 2 年 11 月、稗原幼稚園運営協議会に対し現状及び今後の見込について説明し、閉園協議を開始。
- ②令和 2 年 11 月、稗原自治協会に対し、「稗原幼稚園の今後のあり方」について、文書での回答を依頼。

○出生数、園児数（5/1 時点）の推移

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R2 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| 地区内出生数 | 10 | 5 | 7 | 2 | — |
| 園児数計 | 22 | 15 | 7 | 7 | 8 |
| (3 歳児) | 4 | 2 | 1 | 4 | 1 |
| (4 歳児) | 9 | 4 | 2 | 1 | 5 |
| (5 歳児) | 9 | 9 | 4 | 2 | 2 |

(2)地元からの回答（要旨）

令和 3 年 1 月に、稗原自治協会から次のとおり回答があった。

「閉園については同意しない。」

- ・今後も、稗原コミュニティスクールとして、幼稚園、小学校、コミュニティセンターが一体となった取組をすすめていくとともに地域活動の拠点としたい。
- ・地域として園児確保の努力を行い、幼稚園存続を希望する。

(3)今後について（地元との覚書の締結内容）

- ①令和 3・4 年度の 2 年間は経過を見る（令和 4・5 年度入園の園児募集を行う）。
- ②令和 5 年度以降に閉園協議に該当する場合は再協議を行い、その時点の状況を見極めながら、地元の意見を尊重し、幼稚園の取扱いについて検討していくこととする。
(令和 3 年 2 月 8 日覚書締結)

【参考】

出雲市立幼稚園の園児数（5/1 時点）の推移

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R2 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 園児数計 | 1,365 | 1,280 | 1,252 | 1,185 | 1,099 |
| (3 歳児) | 389 | 380 | 355 | 345 | 314 |
| (4 歳児) | 438 | 438 | 432 | 385 | 375 |
| (5 歳児) | 538 | 462 | 465 | 455 | 410 |
| 幼稚園数※ | 27 | 27 | 27 | 26 | 25 |

※R 元、R2 年度の幼稚園数には休園期間中の乙立幼稚園は含まない。

幼稚園の広域受託について ～市外に居住する児童の市立幼稚園への入園について～

出雲市立幼稚園では、これまで、入園資格を「幼児及び保護者が市内に居住するものに限る」としておりましたが、令和2年11月に「出雲市立幼稚園管理規則」を改正し、令和3年度入園からこの要件を撤廃して、市外に居住する児童の市立幼稚園への入園を認める「広域受託」を実施することとしました。

1. これまでの課題

これまでは、保護者の里帰り出産等で市外に居住する児童の入園希望があった場合には、住民登録（転入手続）をしてもらう必要があった。また、年長児が卒園間近に転出する場合等で、卒園まで引き続き同じ幼稚園に通う希望があっても、入園資格を満たさなくなるため退園となった。

一方、市内居住者が市外の幼稚園へ入園する「広域委託」は、相手先幼稚園の承諾により実施している。また、市内の私立認定こども園（幼稚園部門）は市外の児童の入園も認めている。

2. 広域受託の運用について

(1) 幼稚園運営費等

居住地の市町村が該当児童に係る施設型給付費（公定価格相当額）を出雲市に支払う。

(2) 利用者負担

① 保育料

- ・居住地の市町村が定める額を、出雲市が徴収する。
→幼児教育・保育の無償化制度により実際の保護者負担は0円。

② 給食費

- ・出雲市の給食費の額を、各幼稚園が徴収する。
※副食費免除対象者の場合（無償化制度）
 - ・保護者は主食費のみを各幼稚園に支払い、副食費は出雲市から学校給食会へ支払う。
 - ・出雲市が負担した副食費は出雲市から居住地の市町村へ請求する。

③ 預かり保育料

- ・出雲市が定める保育料額を、出雲市が徴収する。
※保育の必要性の認定を受けている場合（無償化制度）
 - ・保護者は出雲市に預かり保育料を支払い、居住地の市町村で償還払いの手続を行う。

3. 実施時期

令和3年4月1日（令和3年度入園から）

4. 参考

(1) 近隣自治体の状況

隣接の3市（松江市、大田市、雲南市）は市立幼稚園の「広域受託」を実施

(2) 出雲市の広域委託件数（令和2年度）

- ・委託件数 4件（認定こども園を含む）
- ・委託先 松江市（2件）、浜田市、米子市

子育て短期支援事業の制度拡充について

1 背景・目的

(1) 事業の状況

- ・本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を、市が委託する施設等で一時的な預かりを行うことを目的としている。
- ・本市においては、保育所等の福祉施設を委託先として事業を実施しているところであるが、児童養護施設のような宿泊・滞在を前提とした施設ではないため、相談者からの宿泊を含む利用ニーズに対する施設側との調整に苦慮している実情がある。

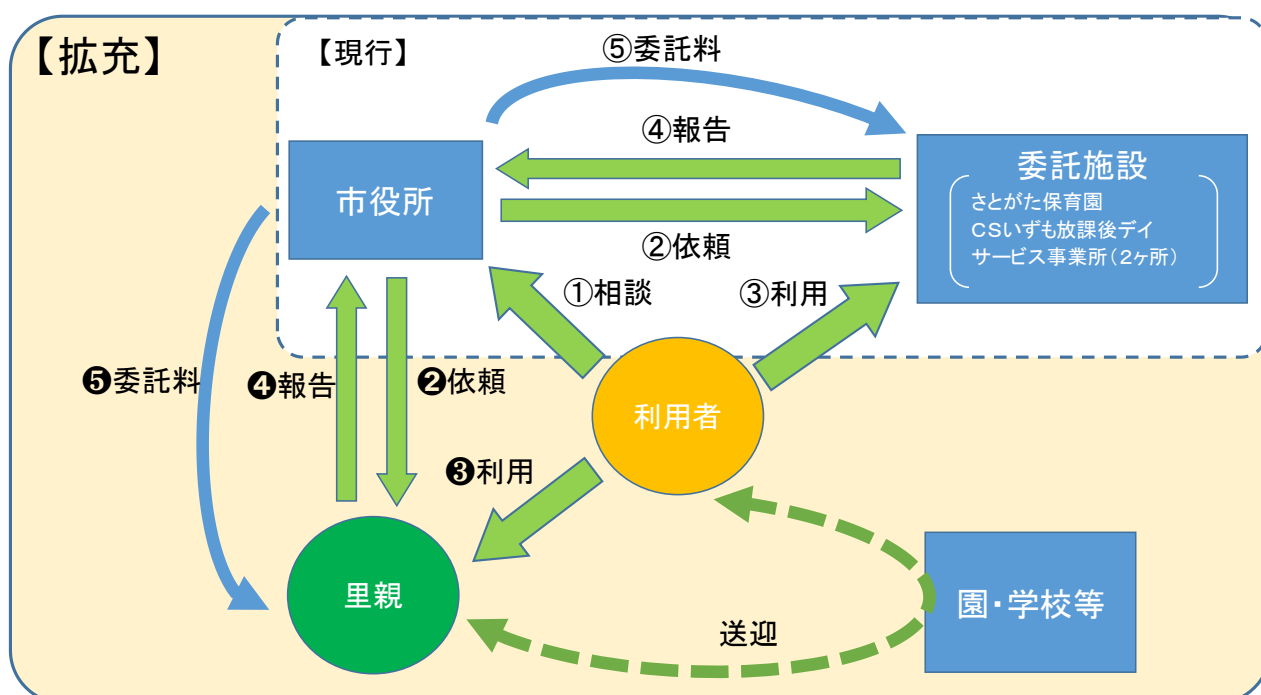
(2) 法改正に伴う制度拡充

- ・第10次地方分権一括法の成立に伴い児童福祉法が改正され、本事業において、市町村が児童を里親に直接委託して実施することが可能となった。（施行 令和3年4月1日）
- ・この度の法改正を契機に、本市として委託先に里親を加えることとし、相談者からの多様なニーズに対し、よりきめ細かく、柔軟に対応することとした。
- ・加えて、社会的養育における里親委託の推進が謳われる中、本事業に里親の参画を得ることで、里親制度の普及促進や新規里親の開拓等にも資することが期待できる。

2 制度拡充の概要（案）

令和3年4月1日から図のように拡充する。

【里親委託を導入した場合の制度の概要図】



3 制度の内容

(1)利用対象 (現行どおり)

保護者の疾病、育児疲れ、仕事による不在等の理由により児童の養育が一時的に困難となった家庭の中学生以下の児童で、市が本事業の利用が適当と認めるもの。

(2)制度の種類 (現行どおり)

| 区 分 | 内 容 | 利用できる期間等 |
|-------------------------|--------------------------------------|--|
| ショートステイ事業 (短期入所生活援助) | 市の委託施設等で宿泊を含む児童の預かりを実施 | 6泊7日以内 |
| トワイライト事業 (夜間養護等) | 市の委託施設等で平日の夜間及び休日(土・日・祝日)での児童の預かりを実施 | 平日夜間：17時～22時 休 日：8時～22時 ※利用期間は6か月を限度とする。 |

(3)付加サービス (※新規)

委託里親による所属園・学校等への送迎(付き添い)

※送迎に係る保障として、移動サービス専用自動車保険に加入予定

4 事業費(利用料)の見直し(案)

里親委託の導入に併せ、現行の利用料を国が定める補助基準額に準じて次のとおり改正する。

【現行の利用料】

| 時間帯 区分 | 事業費 (利用料) | 負担区分(円) | | | | | | | |
|-----------|--------------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 区分1 | | 区分2 | | 区分3 | | 区分4 | |
| | | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 |
| 8時～17時 | 4,000 | 0 | 4,000 | 400 | 3,600 | 1,000 | 3,000 | 2,000 | 2,000 |
| 17時～22時 | 5,000 | 0 | 5,000 | 500 | 4,500 | 1,200 | 3,800 | 2,500 | 2,500 |
| 22時～翌8時 | 12,000 | 0 | 12,000 | 1,200 | 10,800 | 3,000 | 9,000 | 6,000 | 6,000 |
| 24H 計 | 21,000 | 0 | 21,000 | 2,100 | 18,900 | 5,200 | 15,800 | 10,500 | 10,500 |



【改正後の利用料】

日額

| 年齢 区分 | 送迎 | 事業費 (利用料) | 負担区分(円) | | | | | | | |
|----------|----|--------------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 区分1 | | 区分2 | | 区分3 | | 区分4 | |
| | | | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 | 利用者 | 市 |
| 2歳未満児 | 有 | 10,500 | 0 | 10,500 | 1,000 | 9,500 | 2,600 | 7,900 | 5,250 | 5,250 |
| | 無 | 8,600 | 0 | 8,600 | 800 | 7,800 | 2,100 | 6,500 | 4,300 | 4,300 |
| 2歳以上児 | 有 | 6,600 | 0 | 6,600 | 600 | 6,000 | 1,600 | 5,000 | 3,300 | 3,300 |
| | 無 | 4,700 | 0 | 4,700 | 400 | 4,300 | 1,100 | 3,600 | 2,350 | 2,350 |

※1泊2日の場合 事業費(日額)×2日の計算となる。

負担区分…区分1：生保世帯、ひとり親の非課税世帯 (利用者負担なし)
 区分2：非課税世帯、ひとり親の市民税均等割のみ世帯 (利用者負担10%)
 区分3：市民税均等割のみ世帯、ひとり親の世帯 (利用者負担25%)
 区分4：上記を除く世帯 (利用者負担50%)

参考 子育て短期支援事業（「第2期子ども・子育て支援事業計画」より）

【事業概要】

➤ 事業の種類

＜ショートステイ＞

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）

＜トワイライトステイ＞

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となったとき等の緊急の場合に、児童福祉施設などにおいて児童を預かる事業

➤ 利用可能な他制度が優先される。

＜対象児童＞ 0歳から中学生まで

＜利用料金＞

| 利用する時間帯 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| | 生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯 | 市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯 | 市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く） | その他の世帯 |
| 8:00～17:00 | 0円 | 400円 | 1,000円 | 2,000円 |
| 17:00～22:00 | 0円 | 500円 | 1,200円 | 2,500円 |
| 22:00～8:00 | 0円 | 1,200円 | 3,000円 | 6,000円 |

＜実施施設＞ さとがた保育園（里方町）、CSいずも放課後デイサービス大社事業所（大社町入南）、CSいずも放課後デイサービス知井宮事業所（知井宮町）

【利用実績】

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|------|
| ショートステイ | 8人日 | 5人日 | 6人日 | 7人日 | 21人日 |
| トワイライトステイ | 2人日 | 3人日 | 0人日 | 0人日 | 1人日 |

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 育児不安、虐待の防止等に利用の主眼を置いている。
- 実際の相談によると、働き方や生活上の調整で養育が可能な場合が見受けられる。

| 年度 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|-----------|------|------|------|------|------|
| ニーズ調査結果 | | 26人日 | 26人日 | 25人日 | 25人日 | 25人日 |
| ①量の見込み | ショートステイ | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| | トワイライトステイ | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| ②確保方策 | ショートステイ | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| | トワイライトステイ | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| ②-① | | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を継続する。

【課題】

- 効果的に利用できるよう実施施設と緊密に連携。
- 利用可能な他制度の情報提供。

出雲市子ども医療費助成制度について

1. 新制度の運用開始について

県の子ども医療費助成制度の対象拡大に伴い、本市においても令和2年度12月議会において、「出雲市子ども医療費助成条例」を改正しました。令和3年4月診療分から、新制度を開始します。

2. 新制度の概要（詳細は、裏面チラシ参照）

《対象範囲及び自己負担額》

- ・小学生は県制度どおり（所得制限なし、通院・入院とも助成）
自己負担額1割（月の上限額 通院1,000円・入院2,000円）
- ・中学生は現行制度を一部見直し（所得制限なし、入院のみ助成） 【市単独事業】
自己負担額1割（月の上限額2,000円）

3. 準備状況について

(1)対象保護者向け

- ①受給資格証申請案内（令和3年1月）
- ②資格証送付（小学生の対象者見込み：約9,000人 申請済み：約5,000人）
資格証発送予定 ※色：うすい緑、有効期間：小・中学校それぞれ卒業まで

(2)医療機関向け

- ①出雲市医師会、出雲歯科医師会、島根県薬剤師会出雲支部及び島根大学医学部
附属病院、県立中央病院への説明
- ②各医療機関等でのポスター掲示及びチラシ配布を依頼

(3)市民向け

- ①市HP、子育てアプリ（すくすく出雲）にて情報配信
- ②広報いずも3月号に改正情報を掲載

4. 参考

(1)県内他市(令和3年4月)の状況(予定)

| | 大田 | 安来 | 雲南 | 松江 | 浜田 | 出雲 | 益田 | 江津 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 未就学 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 小学生 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ● | ● | ● | ● |
| 中学生 | ◎ | ◎ | ◎ | △ | ● | ▲ | × | × |

◎無償化 △無償化（入院のみ） ●県制度（相当） ▲県制度（相当：入院のみ） ×助成なし

子ども医療費助成制度のご案内

医療機関や薬局等では、福祉医療費医療証（お持ちの方のみ）、健康保険証、子ども医療費受給資格証を必ず提示してください。

●子ども医療費助成制度（令和3年4月改正） 小・中学生の医療費を下の表のように助成する制度です。

| 対象者の区分 | 自己負担額 | |
|--------|-----------------------|----------------------------------|
| | 入院 | 入院外（通院・薬局等） |
| 小学生 | 1割負担 限度額（2,000円／月） | 1割負担 限度額（1,000円／月） ※薬局等は無料 |
| 中学生 | 1割負担 限度額（2,000円／月） | 3割負担 （助成なし） |



【限度額】
1ヶ月、1医療機関（医科、歯科別）あたりの本人負担額の上限

12

●子ども医療費助成の対象医療費

保険診療分のみです。入院時食事療養費、差額室料、文書料、検診代、病衣代、予防接種代、保険外併用療養費（200床以上の病院を受診する際、他の医療機関からの紹介状がない場合にかかる負担金）等は助成対象外です。

●薬局等（薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーション）での自己負担はありません。

●子ども医療費受給資格証を利用できる医療機関・薬局

県内の医療機関・調剤薬局のほか、鳥取県・広島県等の一部の医療機関・調剤薬局

◆払い戻しの手続き（申請期限：医療機関から請求を受けた日から2年以内）

次のような場合、差額の払い戻し申請ができます。申請用紙は窓口でお渡しします。

◇出雲市子ども医療費受給資格証を利用できない県内外の医療機関を受診し、3割負担をしたとき。

◇コルセット、膝サポーター、義手、義足などの治療用装具を購入、装着したとき。

◇医師の指示により、小児弱視等の治療のための治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成、または購入したとき。9歳未満の小児が助成対象です。

★健康保険を適用していない(10割負担)の領収書は受付できません。加入されている保険者（健康保険組合等）へ払い戻しについてお尋ねください。

◇払い戻しの申請に必要なもの

以下①～④は申請される方全員に必要なものです。

- ①領収書（受診者名、診療点数記載のもの）
- ②印鑑（朱肉を使うもの）
- ③児童手当受給資格者口座の通帳、又は、キャッシュカード
- ④子ども医療費受給資格証
- ⑤医師の意見及び装具装着証明書（治療用装具の場合）
- ⑥眼鏡等作成指示書（治療用眼鏡、コンタクトレンズの場合）
- ⑦保険者からの支給決定通知書（治療用装具、治療用眼鏡、コンタクトレンズ等の場合）